

条 例 議 案 の 概 要

—令和5年10月定例会—

目 次

議案第 93 号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 94 号 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について	3
議案第 95 号 盛岡市保健所手数料条例及び盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について	7
議案第 96 号 盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について	10
議案第 97 号 盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	12

総務部 職員課

議案第 93 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和5年9月2日在職する市長の同日から始まる任期に係る退職手当を支給しないこととした
ようとするものである。

2 改正の内容

市長の今任期に係る退職手当を支給しないこととする。

※参考：市長の退職手当の算定（1期4年分）

給料月額×在職月数×58/100（支給割合）

3 施行期日

公布の日

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 <u>令和5年 月 日条例第 号</u> 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第5条まで 略 (退職手当) 第6条 常勤の特別職の職員がその職を退職（その者について定められている当該任期が満了した場合（監査委員にあつては、後任者が選任されるまでの間その職務を行つたときは、その職務を行うことがなくなつたとき。）を含む。以下同じ。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し、退職手当を支給する。 第7条から第10条まで 略 附 則 第1項から第32項まで 略 33 令和5年9月2日に在職する市長の同日から始まる任期に係る退職手当 は、第6条の規定にかかわらず、支給しない。 附 則 略 附 則（令和5年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。	○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第5条まで 略 (退職手当) 第6条 常勤の特別職の職員がその職を退職（その者について定められている当該任期が満了した場合（監査委員にあつては、後任者が選任されるまでの間その職務を行つたときは、その職務を行うことがなくなつたとき。）を含む。以下同じ。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し、退職手当を支給する。 第7条から第10条まで 略 附 則 第1項から第32項まで 略 附 則 略

議案第 94 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を廃止するとともに、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を新設しようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市職員給与支給条例（第4条及び第33条の7の3）
- (2) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条及び第13条の4）
- (3) 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条及び第19条の3）

3 改正の内容

手当の廃止及び新設について、次のとおり改正を行う。

(1) 改正前

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するもの（以下「派遣職員」という。）に対して新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。

(2) 改正後

特定新型インフルエンザ等対策の実施のため、派遣職員に対して特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給する。（新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の廃止及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の新設）

4 施行期日

公布の日

5 参考

改正法により、国や他の地方公共団体からの職員の派遣等（地方公共団体の事務の代行等）に関し、新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても、職員の派遣等が可能になるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施する業務に加え、感染症法の規定により実施する業務についても職員の派遣等が可能となるよう、対象業務が拡大された。

これに伴い、改正法附則にて、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改正された。

【第1条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前																												
○盛岡市職員給与支給条例 改正 略 <u>令和5年 月 日条例第 号</u> 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第3条まで 略	○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第3条まで 略																												
第4条 この条例による給与は、給料、給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第29条の2の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、宿直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> とする。	第4条 この条例による給与は、給料、給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第29条の2の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、宿直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> とする。																												
第5条から第33条の6まで 略 第8章の3 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当	第5条から第33条の6まで 略 第8章の3 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>																												
第33条の7 災害派遣手当は、災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。 2 災害派遣手当の額は、次表の左欄に掲げる市の区域に滞在する期間の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額とする。	第33条の7 災害派遣手当は、災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。 2 灾害派遣手当の額は、次表の左欄に掲げる市の区域に滞在する期間の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額とする。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市の区域に滞在する期間</th> <th colspan="2">施設の利用区分</th> </tr> <tr> <th>公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)</th> <th>その他の施設 (1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超える60日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </tbody> </table>	市の区域に滞在する期間	施設の利用区分		公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市の区域に滞在する期間</th> <th colspan="2">施設の利用区分</th> </tr> <tr> <th>公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)</th> <th>その他の施設 (1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超える60日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </tbody> </table>	市の区域に滞在する期間	施設の利用区分		公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円
市の区域に滞在する期間		施設の利用区分																											
	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)																											
30日以内の期間	3,970円	6,620円																											
30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円																											
60日を超える期間	3,970円	5,140円																											
市の区域に滞在する期間	施設の利用区分																												
	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)																											
30日以内の期間	3,970円	6,620円																											
30日を超える60日以内の期間	3,970円	5,870円																											
60日を超える期間	3,970円	5,140円																											
第33条の7の2 略 第33条の7の3 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、 <u>特定新型インフルエンザ等対策</u> の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。 2 第33条の7第2項の規定は、 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> の額について準用する。	第33条の7の2 略 第33条の7の3 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> は、 <u>新型インフルエンザ等緊急事態措置</u> の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。 2 第33条の7第2項の規定は、 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> の額について準用する。																												
第33条の7の4から第37条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和5年条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> 別表第1から別表第3まで 略 参考 略	第33条の7の4から第37条まで 略 附 則 略 別表第1から別表第3まで 略 参考 略																												

【第2条】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略 令和5年 月 日条例第 号 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
第1条 略 (給与の種類)	第1条 略 (給与の種類)
第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。
2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。	2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。
3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、奨励手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> 及び退職手当とする。	3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、奨励手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> 及び退職手当とする。
第3条から第13条の3まで 略 (<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>)	第3条から第13条の3まで 略 (<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>)
第13条の4 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、特定新型インフルエンザ等対策</u> の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。	第13条の4 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等緊急事態措置</u> の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。
第14条から第21条まで 略 附 則 略 附 則 (令和5年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。	第14条から第21条まで 略 附 則 略

【第3条】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 <u>令和5年 月 日条例第 号</u> 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
第1条 略 (給与の種類)	第1条 略 (給与の種類)
第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。
2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。	2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。
3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> 及び退職手当とする。	3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> 及び退職手当とする。
第3条から第19条の2まで 略 (<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>)	第3条から第19条の2まで 略 (<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>)
第19条の3 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、特定新型インフルエンザ等対策</u> の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。	第19条の3 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等緊急事態措置</u> の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。
第20条から第27条まで 略 附 則 略 附 則（令和5年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。	第20条から第27条まで 略 附 則 略

議案第 95 号

盛岡市保健所手数料条例及び盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

旅館業法（昭和23年法律第 138号）の改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における営業者の地位の承継に係る旅館業許可承継承認申請手数料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市保健所手数料条例

事業譲渡される旅館業について、旅館業許可承継承認申請手数料の額を定めるものである。

(2) 盛岡市旅館業法施行条例

ア 事業譲渡される旅館業の施設について、条例で定める社会教育に関する施設等の概ね 100 メートルの区域内にある場合は、当該施設の長等に旅館業を営むことの意見を求めなければならないこととするものである。

イ 旅館業法第 5 条第 1 項中に規定される宿泊拒否できる事由に、新たに第 3 号が追加されたことに伴い、条項ずれが生じることから、第 6 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改めるものである。

3 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

【第1条】盛岡市保健所手数料条例 新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略 令和5年 月 日条例第 号 盛岡市保健所手数料条例 第1条 略 (手数料の徴収等) 第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表により算定した額の8割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては、4割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。 2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1に定める手数料を申請等をした者から徴収する。 3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 第3条から第7条まで 略 附 則 略 附 則（令和5年条例第 号） この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>別表第1 略 別表第2（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1から38まで 略</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">39 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査</td> <td style="padding: 2px;">旅館業許可申請手数料</td> <td style="padding: 2px;">1件につき22,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">40 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承認の申請に対する審査</td> <td style="padding: 2px;">旅館業許可承認申請手数料</td> <td style="padding: 2px;">1件につき7,400円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">41から83まで 略</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から38まで 略			39 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	1件につき22,000円	40 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承認の申請に対する審査	旅館業許可承認申請手数料	1件につき7,400円	41から83まで 略			<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略 盛岡市保健所手数料条例 第1条 略 (手数料の徴収等) 第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表により算定した額の8割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては、4割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。 2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1に定める手数料を申請等をした者から徴収する。 3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 第3条から第7条まで 略 附 則 略</p> <p>別表第1 略 別表第2（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1から38まで 略</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">39 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査</td> <td style="padding: 2px;">旅館業許可申請手数料</td> <td style="padding: 2px;">1件につき22,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">40 旅館業法第3条の2第1項又は同法第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承認の申請に対する審査</td> <td style="padding: 2px;">旅館業許可承認申請手数料</td> <td style="padding: 2px;">1件につき7,400円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">41から83まで 略</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から38まで 略			39 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	1件につき22,000円	40 旅館業法第3条の2第1項又は同法第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承認の申請に対する審査	旅館業許可承認申請手数料	1件につき7,400円	41から83まで 略		
手数料を徴収する事務	名称	金額																													
1から38まで 略																															
39 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	1件につき22,000円																													
40 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承認の申請に対する審査	旅館業許可承認申請手数料	1件につき7,400円																													
41から83まで 略																															
手数料を徴収する事務	名称	金額																													
1から38まで 略																															
39 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	1件につき22,000円																													
40 旅館業法第3条の2第1項又は同法第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承認の申請に対する審査	旅館業許可承認申請手数料	1件につき7,400円																													
41から83まで 略																															

【第2条】盛岡市旅館業法施行条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市旅館業法施行条例 平成19年12月25日条例第78号 改正 略 <u>令和5年 月 日条例第 号</u> 盛岡市旅館業法施行条例	○盛岡市旅館業法施行条例 平成19年12月25日条例第78号 改正 略 盛岡市旅館業法施行条例
第1条 略 (法第3条第3項第3号の条例で定める施設)	第1条 略 (法第3条第3項第3号の条例で定める施設)
第2条 法第3条第3項第3号 (法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。) の条例で定める施設は、図書館、博物館（美術館及び動物園を含む。）、公民館、青少年教育施設、スポーツ施設その他の施設で主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので市長が指定するものとする。	第2条 法第3条第3項第3号 (法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。) の条例で定める施設は、図書館、博物館（美術館及び動物園を含む。）、公民館、青少年教育施設、スポーツ施設その他の施設で主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので市長が指定するものとする。
2 前項の規定による指定は、告示により行うものとする。 (法第3条第4項の条例で定める者)	2 前項の規定による指定は、告示により行うものとする。 (法第3条第4項の条例で定める者)
第3条 法第3条第4項 (法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。) の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 国が設置する施設 当該施設の長 (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会 (3) 前2号に掲げる施設以外の施設であつて監督庁のあるもの 当該監督庁 (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 市長	第3条 法第3条第4項 (法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。) の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 国が設置する施設 当該施設の長 (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会 (3) 前2号に掲げる施設以外の施設であつて監督庁のあるもの 当該監督庁 (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 市長
第4条及び第5条 略 (宿泊を拒むことができる事由)	第4条及び第5条 略 (宿泊を拒むことができる事由)
第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあることとする。	第6条 法第5条第3号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあることとする。
第7条 略 附 則 略 附 則 (令和5年条例第 号) この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。	第7条 略 附 則 略

市民部 市民登録課

議案第 96 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備の使用及び端末装置の使用による印鑑の登録の証明の申請方法を定めるほか、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第 153号）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。
- (2) 印鑑の登録を受けており、かつ、マイナンバーカードを所持している者が、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を搭載したスマートフォンを自ら使用して、市の電子計算機と接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができるこことする。

3 施行期日

- (1) 公布の日
- (2) 規則で定める日

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市印鑑条例 改正 略 <u>令和5年 月 日条例第 号</u> 盛岡市印鑑条例 第1条から第12条まで 略 (印鑑登録証明) 第13条 登録者又はその代理人は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証を持参して、書面により市長に申請しなければならない。 2 登録者は、前項の規定にかかわらず、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。 3 印鑑の登録の証明は、第5条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項を記載した書面を交付して行うものとする。 第14条から第23条まで 略 附 則 略 附 則（令和5年条例第 号） この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分は、公布の日から施行する。	○盛岡市印鑑条例 昭和45年9月9日条例第35号 改正 略 盛岡市印鑑条例 第1条から第12条まで 略 (印鑑登録証明) 第13条 登録者又はその代理人は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証を持参して、書面により市長に申請しなければならない。 2 登録者は、前項の規定にかかわらず、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する 利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の 使用して、市の電子計算機に接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。 3 印鑑の登録の証明は、第5条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項を記載した書面を交付して行うものとする。 第14条から第23条まで 略 附 則 略

議案第 97 号

盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

工場又は事業場の新規立地や設備投資を促進し、産業を振興するため、製造業等に係る工場又は事業場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合に関する基準の特例を適用する区域を追加しようとするものである。

2 改正の内容

工場又は事業場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合について、工場立地法（昭和34年法律第24号）により定められている基準について、条例で定める特例を適用する区域のうち、甲種区域に、次に定める区域を加える（追加する区域の位置等は、別紙図面のとおり）。

追加する区域：津志田5地割（道明地区新産業等用地第二事業区の一部）

※追加する区域は、用途地域が準工業地域であるため、甲種区域に追加する。

3 施行期日

公布の日

4 その他

（参考）

（1）工場立地法に基づき定められている緑地及び環境施設に関する基準

区域の範囲	敷地面積に対する割合	
	緑地	環境施設
市全域	20%以上	25%以上

（2）地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく県の基本計画で定められた工場立地特例対象区域においては、その存する市町村は、（1）の基準の特例について条例で定めることができる。本条例で定めている特例は、次のとおり。

区分	敷地面積に対する割合	
	緑地	環境施設
甲種区域（準工業地域及びこれに類する地域）	15%以上	20%以上
乙種区域（工業地域、工業専用地域及びこれらに類する地域）	10%以上	15%以上

(3) 令和5年6月27日付で、県の基本計画の工場立地特例対象区域に、新たに道明地区新産業等用地第二事業区が追加されており、そのうち、本条例で定められていない区域（津志田5地割）を追加するもの。

【別紙：道明地区産業等用地】



盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成29年12月22日条例第38号 改正 略 <u>令和5年 月 日条例第 号</u> 盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例 第1条及び第2条 略 (区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合) 第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次表のとおりとする。				○盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成29年12月22日条例第38号 改正 略 盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例 第1条及び第2条 略 (区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合) 第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次表のとおりとする。			
区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	青山二丁目、北飯岡一丁目、向中野字東道明、字幅、字鶴子及び字畠返並びに津志田5地割及び6地割の区域のうち、法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域として指定された区域	100分の15以上	100分の20以上	甲種区域	青山二丁目、北飯岡一丁目、向中野字東道明、字幅、字鶴子及び字畠返並びに津志田6地割の区域のうち、法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域として指定された区域	100分の15以上	100分の20以上
乙種区域	川目町、上田字松屋敷及び字岩脇、上飯岡1地割、羽場9地割、10地割及び13地割、湯沢15地割及び16地割、手代森5地割、好摩字上山及び字芋田向、芋田字上芋田、字下芋田及び字上武道、渋民字狐沢及び字岩鼻並びに下田字生出の区域のうち、法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域として指定された区域	100分の10以上	100分の15以上	乙種区域	川目町、上田字松屋敷及び字岩脇、上飯岡1地割、羽場9地割、10地割及び13地割、湯沢15地割及び16地割、手代森5地割、好摩字上山及び字芋田向、芋田字上芋田、字下芋田及び字上武道、渋民字狐沢及び字岩鼻並びに下田字生出の区域のうち、法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域として指定された区域	100分の10以上	100分の15以上

第4条 略

附 則 略

附 則 (令和5年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。